

## 第5章 計画策定に当たっての留意事項

---

### 第1節 施策の実施体制

#### 1 市民・事業者・行政のパートナーシップの構築

本計画の確実な推進のためには、基本方針に掲げる市民・事業者・行政の協働が不可欠です。このため、市民・事業者・行政のパートナーシップの構築に向けた体制を確立します。

#### 2 他の自治体との連携による広域支援体制

災害等の緊急時や大規模改修においても廃棄物の適正処理を継続するために、本市では、周辺の自治体と協定を締結し相互協力体制を確立していますが、更に広域的災害に備えた新たな広域支援体制の構築に努めます。

#### 3 災害対策体制の確立

国が平成 26（2014）年 3 月に策定し、平成 30（2018）年 3 月に改訂した災害廃棄物対策指針及び平成 27（2015）年 11 月に策定した大規模災害時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえるとともに、千葉県が策定した災害廃棄物処理計画及び災害対策基本法（昭和 36（1961）年法律第 223 号）に基づく地域防災計画等と整合を図りつつ、本市においても、災害対策体制を確立し、具体的かつ実効性のある災害廃棄物処理計画を策定します。

#### 4 環境マネジメントシステムの導入

環境保全への取組を、市民、事業者にも率先垂範するため、例えば環境省が認証するエコアクション 21<sup>\*</sup>などの認証・登録を進めます。

### 第2節 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化防止のためには、温室効果ガス排出量の削減が必要となることから、可能な限りごみ減量を進めることで、焼却施設のコンパクト化を図るとともに、環境負荷の低減と資源の効率的な回収に努め、自然環境及び地球温暖化防止に配慮したごみ処理システムを構築します。

---

<sup>\*</sup> エコアクション 21 は、全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組を行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。エコアクション 21 ガイドラインに基づき、取組を行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション 21 認証・登録制度です。